

○財務省令第七十九号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条第三項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに同法及び塩事業法（平成八年法律第三十九号）を実施するため、たばこ事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十一日

財務大臣 鈴木 俊一

たばこ事業法施行規則等の一部を改正する省令

（たばこ事業法施行規則の一部改正）

第一条 たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（買入れ契約の申込みに必要な事項の公告）</p> <p>第二条 法第三条第三項の規定により日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が同条第一項に規定する契約（以下この項及び第五条において「買入れ契約」という。）の申込みに必要な事項を公告する際には、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>一 買入れ契約の申込場所</p> <p>二 買入れ契約の申込期限</p>	<p>（買入れ契約の申込みに必要な事項の公告）</p> <p>第二条 「同上」</p>

三 買入れ契約の申込方法

2 前項に規定する事項の公告は、会社の葉たばこの買入れ業務を行う事務所（第六条において「買入れ事務所」という。）ごとに掲示場に掲示する方法又は電子公告により行うものとする。

（たばこの種類別耕作総面積の地域別内訳の公告）

第六条 法第五条第一項の規定による公告は、買入れ事務所ごとに掲示場に掲示する方法又は電子公告により行うものとする。

（特定販売業の承継の届出）

第十一条 法第十四条第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者（以下この項において「承継者」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三号による承継届出書に次に掲げる書類を添付して、当該地位を承継された特定販売業者に係る法第十二条の登録をしていた税関長に提出しなければならない。ただし、税関長が住民基

2 前項に規定する事項の公告は、会社の葉たばこの買入れ業務を行う事務所（第六条において「買入れ事務所」という。）ごとに掲示場に掲示して行うものとする。

（たばこの種類別耕作総面積の地域別内訳の公告）

第六条 法第五条第一項の規定による公告は、買入れ事務所ごとに掲示場に掲示して行うものとする。

（特定販売業の承継の届出）

第十一条 「同上」

本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該承継者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、承継者に係る前条第一項第一号イに掲げる住民票の抄本を添付することを要しない。

一 「略」

二 承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第四号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七條第五項の規定により交付を受けた同條第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

三 承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第五号による相続を証明する

一 「同上」

二 承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第四号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本

三 承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第五号による相続を証明する

書面及び戸籍謄本又は法定相続情報一覧

図の写し

四 「略」

2 法第十四条第二項前段の規定により製造  
たばこの販売を業として行う者は、同条第  
三項の規定による届出をしようとするとき  
は、別紙様式第六号による届出書に戸籍謄  
本又は法定相続情報一覧図の写しを添付し  
て、その者により相続された特定販売業者  
に係る法第十二条の登録をしていた税関長  
に提出しなければならない。

(小売販売業者の承継の届出)

第二十五条 法第二十七条第一項の規定によ  
り小売販売業者の地位を承継した者(以下  
この項において「一般承継者」という。)又  
は法第二十八条の規定により小売販売業者  
の地位を承継した者(以下この項におい  
て「特定承継者」という。)は、法第二十  
七条第三項(法第二十八条において準用  
する場合を含む。)の規定による届出をし  
ようとするときは、別紙様式第二十二号

書面及び戸籍謄本

四 「同上」

2 法第十四条第二項前段の規定により製造  
たばこの販売を業として行う者は、同条第  
三項の規定による届出をしようとするとき  
は、別紙様式第六号による届出書に戸籍謄  
本を添付して、その者により相続された特  
定販売業者に係る法第十二条の登録をして  
いた税関長に提出しなければならない。

(小売販売業者の承継の届出)

第二十五条 「同上」

による承継届出書に次の書類を添付して、会社の営業所を経由して、当該地位を承継された小売販売業者に係る法第二十二條第一項の許可をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 「略」

二 一般承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第二十三号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

三 一般承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第二十四号による相続を証明する書面及び戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

「四・五 略」

2 法第二十七條第二項の規定により小売販売を業として行う者は、同條第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様

一 「同上」

二 一般承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第二十三号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本

三 一般承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第二十四号による相続を証明する書面及び戸籍謄本

「四・五 同上」

2 法第二十七條第二項の規定により小売販売を業として行う者は、同條第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様

式第二十五号による届出書に戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写しを添付して、会社の営業所を経由して、その者により相続された小売販売業者に係る法第二十二條第一項の許可をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

式第二十五号による届出書に戸籍謄本を添付して、会社の営業所を経由して、その者により相続された小売販売業者に係る法第二十二條第一項の許可をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(塩事業法施行規則の一部改正)

第二条 塩事業法施行規則(平成八年大蔵省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(塩製造業の承継の届出等)</p> <p>第八条 法第八条第一項の規定により塩製造業者の地位を承継した者(以下この項において「承継者」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三号による承継届出書に次に掲げる書類を添付して、当該地位を承継された塩製造業者に係る登録をしていた財務局長又は福岡財務支局長に提出しな</p>	<p>(塩製造業の承継の届出等)</p> <p>第八条 「同上」</p>

ればならない。

一 「略」

二 承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第四号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

三 承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第五号による相続を証明する書面及び戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

四 「略」

2 法第八条第二項前段の規定により塩の製造を業として行う者は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様

一 「同上」

二 承継者が相続人である場合であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものであるときは、別紙様式第四号による当該事実を証明する書面及び戸籍謄本

三 承継者が相続人である場合であつて、前号の相続人以外のものであるときは、別紙様式第五号による相続を証明する書面及び戸籍謄本

四 「同上」

2 法第八条第二項前段の規定により塩の製造を業として行う者は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様

式第六号による届出書に戸籍謄本又は法定  
相続情報一覧図の写しを添付して、その者  
により相続された塩製造業者に係る登録を  
していた財務局長又は福岡財務支局長に提  
出しなければならぬ。

式第六号による届出書に戸籍謄本を添付し  
て、その者により相続された塩製造業者に  
係る登録をしていた財務局長又は福岡財務  
支局長に提出しなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。